

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は60万円、19年12月10日及び20年7月3日は49万8,000円、同年12月3日は48万4,000円、21年7月10日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月3日
④ 平成20年12月3日
⑤ 平成21年7月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された平成20年7月分、同年12月分及び21年7月分の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③から⑤までについて、上記賞与明細書と賞与明細一覧表における賞与額が一致していないことが確認できるところ、元事業主は、「平成18年及び19年についてはデータが無いが、20年及び21年における賞与額については、年度末に確定されると変更不可のため、当社が提出した賞与額は正しいと思う。」と回答しているが、申立人から提出されたB銀行に係る総合口座通帳と上記賞与明細書における振込額が一致していることが確認できることから、申立人は、当該賞与明細書の記載どおりの賞与

の支払を受けていたと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月10日は60万円、19年12月10日及び20年7月3日は49万8,000円、同年12月3日は48万4,000円、21年7月10日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元事業主は、資料が残っていないため不明としているが、申立期間において同社は厚生年金基金に加入しているところ、当該厚生年金基金においても申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、同社は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 1,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A 社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保有する申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004 年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 16 年 9 月 30 日から 17 年 7 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 21 年 12 月 10 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払届及び賞与明細書において確認できる賞与額から、49 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 61 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004 年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 16 年 10 月 22 日から 17 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 21 年 12 月 10 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払届及び賞与明細書において確認できる賞与額から、61万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 6 月 20 日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

A 社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保有する申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004 年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 15 年 12 月 28 日から 16 年 9 月 29 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 21 年 12 月 10 日に提出したことが確認できる。厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月20日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年6月18日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成16年1月13日から同年11月16日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成21年12月10日に提出したことが確認できる。厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、31万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月20日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年6月18日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成16年1月7日から同年11月6日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成21年12月10日に提出したことが確認できる。厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、28万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月20日及び同年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月18日は60万8,000円、同年12月10日は9万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日
② 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2004年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成16年4月28日から同年12月31日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成21年12月10日に提出したことが確認できる。厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第

75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、平成 16 年 6 月 18 日は 60 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 9 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 万 3,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2003 年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 14 年 12 月 2 日から 15 年 9 月 24 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 21 年 12 月 10 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払届及び賞与明細書において確認できる賞与額から、16万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保有する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に添付された賞与明細書及び同社から提出された「2003 年夏季・年末賞与に関する件」という名称の通知により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、平成 15 年 5 月 8 日から同年 10 月 15 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記賞与支払届により、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 21 年 12 月 10 日に提出したことが確認できる。厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払届及び賞与明細書において確認できる賞与額から、49万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年4月16日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月30日より後の8年1月26日付けで、5年12月に遡って15万円に減額訂正されており、申立人と同様に、17人の従業員（事業主を含む。）の標準報酬月額についても遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、上記標準報酬月額を減額訂正されている従業員のうち7人は、「A社の経営は厳しい状況であった。給料の遅延や未払いもあった。」旨回答していることから、同社には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本に申立人の氏名は見当たらず、同社の関連会社であるB社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は上記遡及訂正処理日（平成8年1月26日）より前の平成7年3月15日に同社の取締役を退任していることが確認できる上、A社の複数の元従業員は、申立人は営業関係の仕事をしており、社会保険の届出事務に係る権限は無かった旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正

があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月20日は19万円、16年7月15日は21万円、18年12月20日は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成18年12月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていた。保険料控除が確認できる給与所得の源泉徴収票等の資料を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票並びに16年分及び18年分年末調整明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、申立人から提出されたA社に係る平成17年分賞与明細書において確認できる支給日から、平成15年12月20日、16年7月15日及び18年12月20日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票等に記載されている社会保険料等の金額を基に算出した厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 12 月 20 日は 19 万円、16 年 7 月 15 日は 21 万円、18 年 12 月 20 日は 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は事業所の焼失により残されておらず、また、社会保険関係事務は顧問社会保険労務士に任せていたとしているところ、当該社会保険労務士は当時の資料が残されておらず確認できない旨供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月28日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間における給料明細を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の元従業員が、同社における給与の締め日は月の末日であった旨供述しているところ、申立人から提出された平成4年7月分の給料明細によると、遅早控除が2時間あるのみで欠勤控除が無いことから、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された平成元年8月分から4年7月分までの給料明細によると、保険料は当月控除であったことが確認できるところ、同年7月分の給料明細により、申立人は、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、A社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は申立期間においても存続していたこと

が確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっており、元事業主の所在も確認できず、申立期間当時の状況を確認することはできないが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年7月3日、資格喪失日に係る記録を34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年7月は8,000円、34年3月及び同年4月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月3日から同年8月1日まで
② 昭和34年3月21日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間において転勤はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された「退職者の経歴書」及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D支社から同社C工場に異動し、その後、同社同工場から同社E事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る異動日については、当時の同僚及び申立人の供述から昭和30年7月3日とし、申立期間②については、当時、本社において社会保険及び給与計算事務を担当していた元従業員が、転勤先のE事業部が34年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、従前のC工場において厚生年金保険が適用されていたと思う旨供述していることから、申立人のA社C工場における資格喪失日を同年5月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和30年8月及び34年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30年7月は8,000円、34年

3月及び同年4月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 6 日から 45 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間における脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に勤務していたA社における被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、脱退手当金の支給決定の日より前の2回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る24か月の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い上、当該未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が申立期間において勤務していたB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和45年7月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす15名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め2名と少なく、また、当該15名のうち、連絡先が判明した5名に同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について照会したところ、いずれの者の回答からも事業主による代理請求をうかがうことができなかったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

B社(現在は、C社)の子会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に出向していたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録及び申立人から提出された退社決定通知票から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社本社から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社に係る事業所別被保険者名簿等により、昭和38年2月28日に被保険者資格を喪失した者が申立人を含め14人確認できるところ、いずれの者も同年3月1日に同社D支店又は同社E支店において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は62万円、18年6月8日は57万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年6月の賞与支給明細書並びにA社から提出された15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は62万円、18年6月8日は57万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年6月の賞与支給明細書並びにA社から提出された15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年5月25日、資格喪失日は27年8月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月25日から27年8月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が見付かったものの、厚生年金保険記号番号の記載が無いことから、年金記録に統合できないとの連絡を受けた。しかし、同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険記号番号の記載は無いものの、申立人の姓名（旧姓）及び生年月日と一致する厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和26年5月25日、資格喪失日は27年8月1日）が確認できるところ、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人が記憶するA社の元同僚は、申立人とは申立期間において一緒に勤務していたとしており、申立人の旧姓と同じ名字の従業員はほかにいなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人のものであると判断される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年12月まで

私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、実家で一緒に仕事をしていた姉の保険料は、20歳から全て納付されている。私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年*月頃に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金被保険者名簿の摘要欄に「50. 3. 12 カード作成」と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は50年3月頃に行われたと推認できるほか、申立人の年金手帳、上記名簿及び国民年金被保険者台帳により申立期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、申立期間の保険料は納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親から聴取することができない上、申立人は、加入手続及び保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続及び保険料納付の状況は不明であり、昭和48年*月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成6年1月まで

私は、申立期間は第3号被保険者であったが、国民年金保険料の納付書が送られてきていたので、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきていたとしているが、オンライン記録では、申立人は、昭和 61 年4月1日付けで任意加入被保険者資格を喪失しており、同喪失記録に係る処理日は同年同月 16 日となっていること、及び申立人は申立期間において保険料を納付することを要しない第3号被保険者となっていることから、申立期間に係る保険料の納付書が作成されたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 59 年 5 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 54 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、その時の都合で金融機関又は市役所の支所か出張所のいずれかで私の国民年金保険料を納付していたと言っている。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、昭和 54 年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録では、62 年 1 月 26 日の国民年金被保険者資格取得記録の処理日が同年 2 月 3 日となっていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 2 月頃に行われたと推認できるほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人及びその母親は、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶が明確ではなく、昭和 54 年*月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年6月まで

私の夫は、私が昭和56年3月に会社を退職した後、時期は定かでないが夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みとされており、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得記録の処理日から平成2年9月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、55 年 4 月から同年 9 月までの期間、56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、母に国民年金の加入を勧められ、昭和 44 年頃に区出張所で夫婦二人分の加入手続を行った。国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を納付していたが、後に口座振替を利用して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 44 年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、第 2 回特例納付実施期間中の 50 年 9 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、同年同月時点では、申立期間①のうち 43 年 4 月から 48 年 3 月までの期間は特例納付により、同年 7 月から 49 年 3 月までの期間は過年度納付により遡って国民年金保険料を納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付したことは無いとしている。また、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人の夫も申立期間①の保険料が未納であり、申立人及び夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、申立人及びその夫とも同一の 3 つの未納期間が昭和 55 年度及び 56 年度の連続した 2 年度に集中しており、行政機関及び金融機関が 3 回にわたって特定の被保険者に係る保険料収納の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月10日から29年12月10日まで
A病院 (現在は、Bセンター) での資格喪失日が昭和28年12月10日になっているが、同病院には29年12月まで勤務していたので、その間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターが保管する人事記録によると、申立人は昭和28年12月16日にA病院を依願退職しており、当該日付は、申立人のオンライン記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人の夫が申立人の先輩であったとするA病院の元従業員は、「申立人は申立期間も継続して同病院に勤務していた。」と回答しているが、Bセンターは、「元従業員の人事記録は見当たらない。」と供述しており、同従業員の勤務期間を確認することができないところ、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同従業員の厚生年金保険の資格喪失日は昭和25年5月20日と記載され、申立人より先に同病院において資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人の夫から申立人が同僚4名と撮影した写真が提出されたものの、当該写真の撮影時期を特定できない上、当該同僚4名のうち、申立人の夫が氏名を記憶していた1名は、既に死亡していることから申立人の勤務期間について供述を得ることができない。

加えて、申立期間当時に、A病院で厚生年金保険被保険者であった者のうち、連絡先が確認できた52名に照会したところ、32名から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務を記憶している者はいない。

このほか申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24585 (事案 1658 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月29日から28年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正は認められないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出された在職証明書により申立人が申立期間に勤務していたことは確認できるものの、同社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料が残っておらず、申立人の厚生年金保険の加入の有無は確認できないとしていること、申立人が同社に入社した昭和26年4月当時に勤務していたと記憶している複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日はその2年以上経過後の28年10月1日と記録されており、同社では入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられることなどの理由から、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料や情報は無いが、勤務していたことは確かであり、給与から厚生年金保険料は控除されていた、前回の審議結果に納得できないので、再度調査してほしいとしている。

そこで、当委員会は、A社に対して申立人に係る資料について再度確認したところ、同社から新たに申立人に係る社員名簿の提出があり、当該名簿によると、申立人は昭和26年4月29日仮採用、28年7月1日退職と記載され、同名簿の本採用年月日欄には日付が記載されていないことから、申立人は、本採用となる前に同社を退職していることが確認できる。

また、昭和27年12月にA社に入社したとしている従業員は、「当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。加入するまでの期間は給与からの保険料控除もなかった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、28年10月1日に資格取得していることが確認できる。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち、厚生年金保険の加入期間は、平成 12 年 1 月 1 日から 14 年 6 月 15 日までと記録されているが、申立期間はB社本店で派遣社員として勤務しており、平成 12 年 1 月 1 日の資格取得時点で保険料を支払えば2年前に遡って申立期間の加入ができたことを後で知り、A社の業務を引き継いだC社の責任者に申立期間2年分の保険料の納付を依頼したところ了承が得られたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社会保険事務担当者及び派遣先のB社本店の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に清算しており、清算時の事業主は申立人に係る資料は無いと回答していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社が加入するD健康保険組合における申立人の資格取得日は、平成 12 年 1 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あつせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているところ、申立人は、「申立期間の厚生年金保険料は控除されていないと思う。自身が、A社の業務を引き継いだC社の責任者に申立期間2年分の保険料の納付を依頼したところ了承が得られた。」と供述しており、また、当該責任者は、「A社は解散しており、申立期間2年分の保険料納付を了承するわけがない。」と回答している。

なお、仮に現時点において、年金事務所に申立人の申立期間に係る資格取得日の訂正

届出が行われたとしても、当該届出は、保険料を徴収する権利が消滅した後に行われたものであり、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象となる期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 55 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）を昭和 55 年 8 月末日に退職して、C社（現在は、D社に統合）に転職した際の申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社発行の同年 8 月分の給与明細票では保険料が控除されており、C社発行の同年 9 月分の給料支払明細書には、給与計算期間が「自 8 月 26 日 至 9 月 25 日」と記載されている上、保険料が控除されているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、同社が保管する「企業年金保険 被保険者異動通知書（ご契約者控）」には、申立人の退職日は昭和 55 年 8 月 30 日と記載されていることから、同日が申立人の退職日である。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和 55 年 8 月 30 日と記録されており、申立人が申立期間①においてA社に在職していたことを確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額、昭和 55 年 7 月の随時改定により 15 万円から 17 万円に改定されているところ、申立人から提出された同年 8 月分の給与明細票において、改定後の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることから、当該保険料は同年 7 月分であり、同社における保険料控除は翌月控除であることが推認できるが、同明細票では、同年 8 月分の保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、昭和 55 年 10 月から厚生年金保険料率が改定されているが、改定後の保険料率に基づく厚生年金保険料は、申立人から提出された C 社に係る同年 11 月分の給料支払明細書によると、同月分から控除されており、同社における保険料控除方式は翌月控除と推認できるところ、同年 9 月分の給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、昭和 55 年 9 月から C 社で働き始めたと供述しているところ、D 社から提出された人事記録によると、申立人の C 社への入社日は昭和 55 年 9 月 1 日と記録されており、申立期間②における勤務を確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和 55 年 9 月 1 日と記録されており、上記人事記録と一致している。

一方、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 13 条において、資格取得の時期は、その事業所に使用されるに至った日とされていることから、申立人の資格取得日は昭和 55 年 9 月 1 日であり、被保険者期間は 9 月から算入されることとなり、申立人が主張する同年 8 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 21 日から同年 12 月 9 日まで
② 昭和 59 年 8 月 23 日から 63 年 12 月 22 日まで
③ 平成 11 年 9 月 9 日から同年 11 月 3 日まで

申立期間①の一部において、A社に坑夫として勤務したとして、また、申立期間②の一部において、B社、C社又はD社に坑夫として勤務したとして第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けた。しかしながら、申立期間①においてはB社に、申立期間②においてはA社に、工事現場の作業員として勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③について、E社が施工したF県G市のトンネル工事で勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の一部を含む昭和 53 年 5 月から同年 7 月 2 日までの期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本によると、当該期間における同社の社名はH社となっており、A社に社名変更した日は、57 年 6 月 1 日であること、当該期間において、申立事業所における雇用保険の加入記録は確認できないこと、申立人が記憶する同僚で当該期間にH社において厚生年金保険に加入した者はおらず、当時、工事現場の所長をしていたとする者は、申立人は 61 年から 63 年頃に勤務していた旨供述していること、元事業主は、申立人は出来高制の請負だったと思われ、当時は、勤務形態にかかわらず雇用保険には加入させたが、厚生年金保険は正社員以外には加入させていなかった旨供述し、給与事務を行っていた同僚は、申立人は正社員ではなく、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることなどから、既に年金記録確認 I 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき平成 24 年 9 月 5 日付けで年金記録

の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間①においてはB社に、工事現場の作業員として勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①においては、同社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、B社の元事業主の子は、当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の勤務形態や厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚については、連絡先が不明又は死亡していることから、申立人の勤務形態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 2 申立人は、申立期間②の一部を含む昭和57年10月から59年10月までの期間についてはB社、同年2月10日から62年4月10日までの期間についてはC社、60年5月から63年7月25日までの期間についてはD社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、B社については、同社が加入していたJ国民健康保険組合によると、申立人は、57年1月12日から59年5月10日まで第二種組合員として国民健康保険組合に加入しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者原票で被保険者記録が確認できる複数の従業員は、いずれも第一種組合員であることが確認できること、同社の元事業主の子は、申立人の勤務形態や厚生年金保険の取扱いについては覚えていない旨供述していることなどから、既に年金記録確認I地方第三者委員会の決定に基づき平成24年9月5日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。また、C社については、雇用保険の加入記録によると、申立人が同社で勤務した記録は確認できないこと、同社の現在の担当者は、同社で管理する従業員名簿に申立人の氏名は確認できず、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である旨供述していること、同社に係る事業所別被保険者名簿及び同社K支店に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人が記憶する複数の同僚の被保険者記録を確認できない上、健康保険証の番号等に欠番は無いこと、オンライン記録によると、当該期間においては、国民年金に加入しており、保険料納付済期間又は免除期間であることが確認できることなどから、既に年金記録確認I地方第三者委員会の決定に基づき同年10月17日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。さらに、D社については、当該期間において、同社における雇用保険の加入記録は確認できないこと、申立人から提出された同社に係る2年11月分及び3年10月分の賃金日計簿によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、申立人を記憶する元社会保険事務担当者は、申立人は出来高制の請負であり正社員ではないため、厚生年金保険に加入させていなかった旨供述し、当時の工事現場の所長や総務担当者も、一部の長期雇用者を除き、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述していることなどから、既に年金記録確認I地方第三者委員会の決定に基づき24年9月5日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間②においてはA社に、工事現場の作業員として勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、申立人は正社員ではなかったとしているところ、A社の元事業主は、当時は、勤務形態にかかわらず雇用保険には加入させたが、厚生年金保険は正社員以外には加入させていなかった旨供述している。

また、申立人を記憶する元給与事務担当者、元役員及び工事現場の所長は、申立人は出来高制による請負作業員であったとし、元給与事務担当者は、請負作業員は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する17人の同僚のうちの12人については、A社において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入しており、保険料納付済期間又は免除期間であることが確認できる。

- 3 申立期間③において、申立人はE社に勤務し、F県G市のトンネル工事に従事していたと主張しているが、雇用保険の加入記録によると、申立人が、当該期間に、同社に勤務していた記録は確認できない上、申立人を記憶する同僚は、申立期間③において、申立人は、同社に勤務していなかった旨供述している。

また、E社は、申立期間③において、申立人が主張するF県G市のトンネル工事は施工していない旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入しており、保険料免除期間となっていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い。申立期間に係る標準報酬月額の記録が 18 万円になっているが、実際は 26 万円であったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額は 26 万円であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、平成 22 年 11 月 26 日付けで、26 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額 (18 万円) となっている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社の事業を継承したB社から提出された平成 20 年 9 月分の給与支給控除一覧表において確認できる給与支給額は 9,112 円であり、これに見合う標準報酬月額は 9 万 8,000 円であることから、オンライン記録の標準報酬月額より低額であり、特例法に基づく記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い旨、年金事務所から通知を受けたが、当該賞与は間違いなく支払われていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社から提出された申立人の平成 15 年上期賞与に係る賃金台帳及び賞与調書によると、申立期間において賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が無かったことが確認できる上、A社の閉鎖事項全部証明書から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社は、役員に対しては賞与を支給していない旨回答している。

また、上記の閉鎖事項全部証明書における「役員に関する事項」欄から、申立人と同様、申立期間において同社の役員であり、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できた申立人を除く 15 人のオンライン記録を調査したところ、その全員が、申立期間を含む役員就任期間において標準賞与額の記録が無いことが確認できる。

さらに、A社が加入するC健康保険組合は、申立期間に係る標準賞与額の記録は無い旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 32 年 3 月 20 日まで
② 昭和 39 年 10 月 27 日から 43 年 3 月 10 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 9 日から 44 年 10 月 21 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③における標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低い。当時の印刷業は給与が高いことに加え高度経済成長と残業により、1か月の給与は、A社では2万5,000円程度、B社では8万円から12万円程度、C社では23万円程度であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の元事業主は既に死亡しており、D社（平成 13 年 3 月 8 日付けでA社より名称変更）の元事業主は、申立期間①当時の資料は保存していないとすることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、当委員会の照会に回答があった元従業員は、当時の給与額から考えるとオンライン記録の標準報酬月額に疑問はない旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、同時期に被保険者資格を取得した申立人と同年齢の複数の元従業員の標準報酬月額と比べても特に低額であるとは認められず、遡及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②について、E社（B社の後継会社）の人事担当者は、申立人の賃金台帳等は保存期間経過のため廃棄されている旨回答していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、当委員会の照会に回答があった元従業員は、当時の給与額から考えるとオンライン記録の標準報酬月額に疑問はない旨回答している。

また、申立期間②当時、給与事務を担当していたとする元従業員は、B社では、職種に見合った給与を支給し、当該給与額で社会保険の届出を行い、届出に基づいた保険料

を控除していたとし、残業代を踏まえても特定の従業員が、他の従業員と比較して何倍もの賃金を得ていたことはなかった旨供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が、同じ職種複数の元従業員の標準報酬月額と比べても特に低額であるとは認められず、遡及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間③について、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、当委員会の照会に回答があった元従業員は、当時の給与額から考えるとオンライン記録の標準報酬月額に疑問はない旨回答している。

また、申立期間③当時、経理事務を担当していたとする元従業員は、給与額どおりに社会保険の届出を行い、届出に基づいた保険料を控除していたとし、給与が飛び抜けて高額であった者がいたという記憶は無い旨供述している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が、同職種複数の元従業員の標準報酬月額と比べても特に低額であるとは認められず、遡及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

なお、申立期間のうち、昭和43年10月から44年9月までの申立人の標準報酬月額は6万円であるが、これは当該期間における厚生年金保険の最高等級である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる当時の給与明細等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを初めて知った。しかし、A社には平成 10 年 6 月末日まで勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が平成 10 年 5 月 10 日、離職日が同年 6 月 30 日となっており、申立人が申立期間についても同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が保管する申立人名義の預金通帳より、平成 10 年 7 月 31 日にA社から同年 7 月分の給与が振り込まれていることが確認できるところ、当委員会で申立人の同年 7 月分の給与から厚生年金保険料の控除があったものとして試算した振込額は、当該給与の振込額には満たないことから、当該給与からは、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、当時の役員もいないため、申立人が同社で勤務していた期間や厚生年金保険料の控除等について確認できない旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時のA社における元同僚4人を記憶しているところ、所在の判明した1人に照会したが、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの申立期間の勤務については不明としている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるその他の同僚及び従業員は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

さらに、申立人は、上記同僚のうちの1人について、自身がA社に入社した昭和28年2月1日より2か月ぐらい後に同社に入社してきたと供述しているところ、上記被保険者名簿によると、当該同僚の同社における資格取得日は、同年7月1日と記録されており、申立人の同社における資格取得日と同日であることが確認でき、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から34年11月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和30年5月に入社し、住み込みで4年ぐらい働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された調理士免許証の交付日は、申立期間内の昭和33年11月8日であるところ、当該免許証の就業先名称欄にはB店洋食部と記載されていることから、勤務期間は特定できないものの申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等は不明である旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時のA社における同僚4人を記憶しているところ、当該4人のうち3人については同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから照会を行ったが、回答を得ることはできず、残る1人については同被保険者名簿において確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間当時における整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人のA社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月1日から41年9月26日まで
② 昭和41年10月17日から44年11月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。申立期間前に勤務したA社を退職したときには、脱退手当金を受給したが、申立期間②に勤務したB社を退職するときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間①及び②は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、申立人の申立期間に係る最終事業所であるB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、「脱」の表示が記されており、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかたがえなないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とその前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。